

議案第 26 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定に基づ  
き、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月  
1 日東京都知事許可）の一部を変更する。

（提案理由）

令和 2 年度及び令和 3 年度に係る関係区市町村の負担金の額に関し、  
規約の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき提出  
するものである。